

# 第 1 章 環 境 基 準 等

## 1 公共用水域

### (1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境保全上の目標値として、工場排水、工場立地、土地利用等の規制や、下水道整備等の公共事業等の諸施策を総合的に推進することによって維持・達成すべきものである。「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分かれており、前者は、河川、湖沼を問わず、すべての公共用水域に一律に適用され、後者は水利用目的の適応性によって類型を設け段階的に定められている。（表1－1、表1－2）

当該環境基準は、昭和45(1970)年4月21日に閣議決定され、昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号で公示された。その後、以下のとおり項目の追加や基準値の改正等が行われている。

- ・ 昭和57年12月25日付け環境庁告示第140号  
湖沼に係る窒素・りんの環境基準が設定された。
- ・ 平成5年3月8日付け環境庁告示第16号  
「人の健康の保護に関する環境基準」に有機塩素系化合物や農薬等の15項目が追加され、有機りんが削除されるとともに鉛と砒素の基準値が変更された。
- ・ 平成11年2月22日付け環境庁告示第14号  
「人の健康の保護に関する環境基準」に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素が追加された。
- ・ 平成15年11月5日付け環境省告示第123号  
「生活環境の保全に関する環境基準」として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から亜鉛の環境基準値が設定された。
- ・ 平成21年11月30日付け環境省告示第78号  
「人の健康の保護に関する環境基準」として、1,4-ジオキサンが追加され、1,1-ジクロロエチレンについては基準値が変更された。
- ・ 平成23年10月27日付け環境省告示第94号  
「人の健康の保護に関する環境基準」について、カドミウムの基準値が変更された。
- ・ 平成24年8月22日付け環境省告示第127号  
「生活環境の保全に関する環境基準」として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールの環境基準値が設定された。
- ・ 平成25年3月27日付け環境省告示第30号  
「生活環境の保全に関する環境基準」として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の環境基準値が設定された。
- ・ 平成26年11月17日付け環境省告示第126号  
「人の健康の保護に関する環境基準」について、トリクロロエチレンの基準値が変更された。
- ・ 平成28年3月30日付け環境省告示第37号  
「生活環境の保全に関する環境基準」として、新たに底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生する観点から底層溶存酸素量の環境基準値が設定された。
- ・ 平成31年3月20日付け環境省告示第46号  
「日本工業規格」の一部改正に伴い、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目の測定方法が改正された。

(2) その他の基準

ア 要監視項目

環境基準の他に、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、知見の集積に努め推移を把握していく項目について、「要監視項目」と位置づけ、指針値が定められている。(表1-3)

イ 公共用水域等における農薬の水質評価指針

空中散布農薬等一時的に広範囲に使用される農薬で、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目や要監視項目となっていないもののうちから、その使用量や公共用水域での検出状況等を勘案して選定され、公共用水域等で検出された場合に水質の安全性に係る評価の目安として、指針値が定められている。(表1-4)

### 公共用水域の水質環境基準

(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号、改正：平成31(2019)年3月20日※)

※本年表中の測定結果は、改正適用前の分析法により測定したものである。

**表1-1 人の健康の保護に関する環境基準**

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0. 003 mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0. 01 mg/L 以下	
六価クロム	0. 05 mg/L 以下	
砒素	0. 01 mg/L 以下	
総水銀	0. 0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0. 02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0. 002 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0. 004 mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg/L 以下	
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0. 04 mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0. 01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0. 01 mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002 mg/L 以下	
チウラム	0. 006 mg/L 以下	
シマジン	0. 003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0. 02 mg/L 以下	
ベンゼン	0. 01 mg/L 以下	
セレン	0. 01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふつ素	0. 8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	0. 05 mg/L 以下	

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、II-18ページの測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果がII-18ページの報告下限値を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、II-18ページの測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表1-2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1	規格21	付表9	規格32	最確数による 定量法	

## 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
 

試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醣酵管に移植し、35~37°C、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適切に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1 表中、規格とは、JIS K0102をいう。
- 2 表中、付表とは、昭和46年環境庁告示第59号付表をいう。
- 3 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- (2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
     水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
     水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- (3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
     水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
     水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- (4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
     工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
     工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- (5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当 水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格53	付表11	付表12	
備 考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
測 定 方 法		規格12.1	規格17	付表9	規格32	最確数による定量法	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

(5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当 水域
		全 硝 素	全 磷	
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	水域 類型ごとに 指定する 水域
II	水道1・2・3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種・工業用水 農業用水・環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測 定 方 法		規格45.2、45.3、45.4 又は45.6	規格46.3	

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

(3) 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

(4) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当 水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域 類型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測 定 方 法		規格53	付表11	付表12	

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当 水域
		底層溶存酸素量 (底層DO)	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	水域 類型ごとに 指定する 水域
測定方法		規格32又は付表13	

備考 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

**表1-3 要監視項目**

ア (平成5年3月8日付け環水管第21号 環境庁水質保全局長通知、改正：平成21(2009)年11月30日)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	— (注1)
1, 2-ジクロロブロバン	0.06 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
イソキサチオノン	0.008 mg/L以下	フル酸ジエチルベキシル	0.06 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	(以上26物質)	
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下		

(注) クロルニトロフェンの指針値は設定せず、当分の間は検出されないこと (<0.0001mg/L) とする。

イ (平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知、改正：平成25(2013)年3月27日)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L以下
		生物特A	0.006 mg/L以下
		生物B	3 mg/L以下
		生物特B	3 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L以下
		生物特A	0.01 mg/L以下
		生物B	0.08 mg/L以下
		生物特B	0.01 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L以下
		生物特A	1 mg/L以下
		生物B	1 mg/L以下
		生物特B	1 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L以下
		生物特A	0.0007 mg/L以下
		生物B	0.004 mg/L以下
		生物特B	0.003 mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L以下
		生物特A	0.02 mg/L以下
		生物B	0.02 mg/L以下
		生物特B	0.02 mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L以下
		生物特A	0.003 mg/L以下
		生物B	0.03 mg/L以下
		生物特B	0.02 mg/L以下

**表1-4 公共用水域等における農薬の水質評価指針**

(平成6年4月15日付け環水土第86号 環境庁水質保全局長通知)

農薬名	種類	評価指針値	農薬名	種類	評価指針値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L以下	アタミホス	除草剤	0.004 mg/L以下
イダクロプロリト	殺虫剤	0.2 mg/L以下	アプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L以下
エフエンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L以下	アレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L以下
エヌプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L以下	アロバナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
エディフェンホス(EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L以下	アロモブチド	除草剤	0.04 mg/L以下
カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L以下	フルトナリル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下	ペソシクリン	殺菌剤	0.04 mg/L以下
ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下	ペソスリド(SAP)	除草剤	0.1 mg/L以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L以下	ペソティメタリン	除草剤	0.1 mg/L以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L以下	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L以下
トリクロホスメチル	殺虫剤	0.03 mg/L以下	メフェナセット	除草剤	0.009 mg/L以下
トリシクリゾール	殺菌剤	0.1 mg/L以下	メプロニル	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ヒリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下	モリネート	除草剤	0.005 mg/L以下
フライド	殺菌剤	0.1 mg/L以下	(以上27農薬)		

## 2 地下水

地下水の環境基準は、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号により示され、地下水の水質汚濁に係るものについて、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された。

**表1-5 地下水の水質環境基準**

(平成9年3月13日付け環境庁告示第10号、改正：平成31(2019)年3月20日)

項目	基 準 値
カドミウム	0. 003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0. 01 mg/L 以下
六価クロム	0. 05 mg/L 以下
砒素	0. 01 mg/L 以下
総水銀	0. 0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0. 02 mg/L 以下
四塩化炭素	0. 002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0. 002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0. 04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0. 01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0. 01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002 mg/L 以下
チウラム	0. 006 mg/L 以下
シマジン	0. 003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0. 02 mg/L 以下
ベンゼン	0. 01 mg/L 以下
セレン	0. 01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0. 8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0. 05 mg/L 以下